

## 令和5年度 第35回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和5年6月22日（木）午後1時30分～午後2時28分
- 2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室
- 3 出席した農業委員 13人  
1番 松浦 修三委員      2番 大森 げん委員      3番 前田 由記夫委員  
4番 奥藤 康正委員      5番 高本 知宜委員      7番 米田 利秋委員  
8番 西村 繁 委員      9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員  
11番 楠 晃 委員      12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理  
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人  
6番 米田 隆至委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員  
農業委員 石原 武美委員      西 好朗委員  
推進委員 清原 裕一委員      高芝 正博委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第169号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第170号 農地法第4条申請について  
日程第3 議案第171号 農地法第5条申請について  
日程第4 議案第172号 非農地証明申請について  
日程第5 議案第173号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 事務局職員  
事務局次長 藤原 雅人      主幹 石橋 禎之      農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員  
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要  
○事務局 失礼いたします。それでは、ただいまから第34回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第35回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、13番、西好朗委員と14番、私、石原が議事録署名人を担当いたします。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第169号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、高本委員が議案第169号の関係者であることから、退席を求めます。

議事参与の関係から、受付順位316番の審議を先に行います。

受付順位316番の提案理由の説明を、地元委員の松浦委員に求めます。

○松浦委員 失礼します。それでは、御説明をさせていただきます。

まず、航空写真の316番の1及び316番の2の航空写真を御覧ください。申請地ですけれども、和田山町久世田の国道312号、ローソン付近に316番1の5筆、それから、そこからさらに国道を南に進んだところに316の2の4筆、合計9筆ということになります。譲渡人の●●さんにつきましては、これらの土地を平成29年頃に相続をされて所有をされておりました。しかし、御本人は大阪のほうで居住をされており、これらの土地を管理するとい

うことが非常に難しいとの理由で、今回、譲受人の●●さんにその所有権の移転を申し出られたということでございます。譲受人の●●さんにつきましては、皆さんも既に御承知のとおり、久世田を中心に手広く農業経営をされておりました、営農計画書、それから3条許可申請に係る添付書類等もそろっており、何ら問題なく許可相当と考えられますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位316番につきまして、ただいま地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高芝委員のほうから補足説明ございますか。

○高芝委員 失礼します。この6月5日に現地調査を、石原会長、西会長職務代理、それから清原委員、私、高芝と事務局2名、計6名で現地調査を行いました。先ほど地元委員さんの説明のとおりでございまして、こちらから補足説明はありません。

○石原会長 皆さんのほうから、この件につきまして、御意見なり御質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

特にないようですので、受付順位316番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

高本委員、お戻りください。

それでは、引き続きまして、受付順位311番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 失礼をいたします。それでは、311番の御説明をさせていただきます。

まず、航空写真の311番を御覧いただきたいと思います。ちょうど中ほどに走っておりますのが国道9号線でございます。申請地につきましては、国道9号線を和田山町を經まして、山東町に入ったところに最初の信号があります。造園業をされております久華園さんの交差点を右折していただきまして、25メートルほど進みました後、右折し農道を50メートルほど山の方に進みまして、前方10メートルほど進んだ左側の場所が今回の申請地となります。

以前から、譲渡人の●●さんにつきましては、実家でありますけれども、山東町矢名瀬町に住んでおられまして、体調等を崩されて、今はお姉さんが住んでおられます和田山町の秋葉台のほうに姉妹で同居されているところでございます。所有している畑につきまし

ては、体調が悪いということになりまして、管理ができないということで、誰かよい人がおられたら譲りたいなというようなことで模索をしておられました。ちょうどそのときに譲受人であります●●さんが所有権の移転ということで、話が出来まして、今回の申請となったわけでございます。審議案件の資料等、3条の申請につきましていろいろと確認をさせていただきました。何ら問題がなく、許可相当と思いますので、御審議よろしく願いをいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位312番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。312番の案件ですけれども、位置につきましては航空写真を見ていただきまして、国道429号線を神子畑方面へ走っていただきまして、手前に平野地区というところがございまして、その一番下のところがございます。場所につきましては、国道沿いの左側ということでございます。

なお、この道路左側で、このたびの申請につきましては、親族間の移転により無償譲渡ということになっております。

なお、各申請状況につきましては、それぞれ申請条件審査案件に全て適合しております。ほかに現地見に行かれた方につきましては、若干荒れてるんじゃないかということで指摘があったと思いますけれども、その関係につきましては、本人さんに十分農地として管理をしていただくように指示をさせていただきました。よって、この案件につきましては、許可相当と考えておりますので、御裁可のほうよろしくお願い申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位313番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。313番の御説明を申し上げます。

航空写真、御覧ください。申請地は東河谷フジッコと和田山中学校の交差点を進んでいただきまして、弥生が丘、岡田、次の野村区というところに位置します。この物件につきましては、お亡くなりになったんですが、●●さんという方が所有されておまして、そのときから●●さんが草刈り等の管理をされておったということを聞いています。ちょうど●●さんの家の裏手の申請地となります。そんなことで、娘さん2人に相続されたんですが、何とか買手がないだろうかということで●●さんに相談されて、今回の申請となりました。現状、田となっておりますけど、田としての農地ではちょっと管理ができないという

ことで、水の問題、それから排水の問題等がありまして、畑として今後、●●さんが利用していくということで聞いております。審査資料にも全て適合しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位314番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、御説明させていただきます。

受付順位314番の航空写真を御覧ください。今回の申請地は空き家に付随する農地の取得申請として上がってきております。申請地は和田山町平野区にありまして、場所としましては、国道9号線上にあります池田古墳の西隣にあります地番●●の農地であり、その隣の地番●●が取得する空き家住宅となります。

審査案件資料314番を御覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。申請地及び住宅につきましては、令和2年に譲渡人である和田山町岡田区在住の●●さんが購入し管理をしておられました。今回、住宅を探しておられた譲受人の●●さんとの売買の合意に至り、今回の申請となりました。申請地は住宅隣にあり、また広さ的にも果樹、野菜、花卉栽培として管理しやすい状況にあり、農地に係る誓約書の添付もされており、何ら問題なく、許可相当と思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位315番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。受付番号315番について説明いたします。

315番の航空写真を御覧ください。よふど温泉までの道順については皆さん御存じだと思いますので、省略させていただきます。国道9号線から久華園のところ右折しまして、山東檜倉線に入りまして、よふど温泉の下の入り口まで進んでいきます。そのままよふど温泉の入り口から10メートルほど行きますと、左に道幅の狭い山東町の町道がございます。そこに与布土川にかかります石垣橋を渡って、約五、六百メートルほどあると思うんですけど、行きますと、山の麓、市道森馬場線に突き当たります。正面右に、現在、空き地になっておりますが、●●さん、●●番地の住宅がございます。その住宅の横を、農道がありますが、裏手に回りますと山際に該当農地があります。山根●●番地、292平米でございます。長年、耕作放棄地になっております。

24日に現場で譲受人の方とお話をしまして、当日、ほとんど竹やぶに近いようなところの草刈りをされておりました。そこで約1時間ほどお話を聞きました。譲渡人の●●さん

は、譲受人とは従兄弟の関係にございます。譲渡人の●●さんがあまり体調がよくないということで、このたび譲受人とお話をされまして、放棄地のままでは申し訳ないと、何とかしてもらえないかというふうに話されまして、今回の申請となりました。譲受人の方は大変責任感の強い方で、放棄地を解消して、後に朝倉山椒を植栽したいというような意向でございました。営農計画書、誓約書もございます。審議資料3条2項も全てクリアしておりまして、何ら問題ないというふうに思いますが、慎重審議よろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位317番の提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、説明させていただきます。

航空写真317番を御覧ください。申請地は、糸井地区の県道10号線をずうっと走っていきまして、一番奥の地区になります竹ノ内というところですけど、そこに申請地はあります。8筆ありますので、まとめて説明させていただきます。譲受人の●●さんは、ここの土地をもう20年以上前から管理をされており、譲渡人から依頼を受けて作物を育てておりました。今回、譲渡人から依頼を受けて、申請となりました。申請地は、譲受人の●●さんの自宅の近辺にあり、あと息子夫婦、孫もすぐ隣の家に住んでおり、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位311番から317番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高芝委員のほうから補足説明ありますか。

○高芝委員 失礼します。先ほども言いましたように、6月5日に6人のメンバーで現地調査を行いました。それぞれ311番、312番、313、314、315番、317番、それぞれの委員さんの説明がありました。全くそのとおりでございまして、こちらからの補足説明はありません。

○石原会長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうからの御意見なり御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位311番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位312番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。  
続きまして、受付順位313番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。  
続きまして、受付順位314番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。  
続きまして、受付順位315番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。  
続きまして、受付順位317番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 続きまして、日程第2「議案第170号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位318番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、御説明させていただきます。

受付順位318番の航空写真を御覧ください。申請地は和田山町東谷区にありまして、航空写真の上側を横切っているのは山陰本線で、その右端が和田山駅となります。また、航空写真の下側を横切っているのが国道9号線で、申請地はその中間にあります居酒屋和香葉の左隣、地番●●の農地となります。

申請案件資料318番を御覧ください。農地法第4条第1項の規定による申請となります。申請地につきましては、平成24年頃に完成しました和田山駅南土地区画整理事業により整

理された第3種農地に該当します。この辺りは市街地化を視野に入れた区画整理であり、区画整理完了とともに申請地を相続取得しました申請人である●●氏が管理してきましたが、このたび駐車場として貸してほしいとの依頼があり、砂利を敷き詰め、露天駐車場として本年5月1日より貸出しを始めました。と同時に、違法転用であることを外部から指摘され、急遽、今回の申請となりました。冒頭で述べましたように、区画整理事業自体が市街地化を視野に入れたものであり、農振農用地区域より除外されておりますし、本人の始末書はもとより、地元区長、農事部長、整理組合代表及び隣接地所有者の同意も添付されており、事後承諾案件となりますが、許可相当と思います。御審議のほどよろしく願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

ただいま受付順位318番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の清原委員のほうから補足説明ございますか。

○清原委員 失礼します。去る6月5日に、石原、西、高芝、私、清原の各委員と事務局2名の方で本件申請地につき現地調査したところ、特に問題はありませんでした。以上です。

○石原会長 それでは、第4条関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、受付順位318番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第171号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位319番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 受付順位319番の説明をいたします。

今回の申請案件でございますが、譲受人の●●さんにおかれましては、319番の航空写真の●●番地の空き家を既に取得されておまして、そこで民泊をされるそうです。そこでは駐車場がないとのことで近くを探されておったところ、今回の申請地が適当じゃないかというところで、今回の申請になっております。各種要件等、合致しておりますし、何



ら問題ないと思いますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長 受付順位319番について、地元委員のほうから提案理由の説明がございました。

現地調査委員の清原委員のほうから補足説明お願ひします。

○清原委員 すみません、先ほどの委員と事務局の計6名で本件申請地につき現地調査をしましたところ、特に問題はありませんでした。以上です。

○石原会長 それでは、第5条関係につきまして、御意見、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位319番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第172号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位320番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、御説明させていただきます。

受付順位320番の航空写真を御覧ください。申請地は和田山町立ノ原地区内のJAファーマーズ和田山店の南に位置し、市道から少し入り込んだ●●番地、ほか4筆の荒れ地及び住宅の一部です。申請地は、昭和26年に母屋を建築、及び昭和55年頃、駐車場造成、及び農地として管理できずに原野化した地目、田と畑、地籍合計452.61の案件です。現地は農地法の許可を受けずに宅地の一部にし、また駐車場として造成し、2筆は耕作放棄地の状況になっています。このたび母屋を空き家として売買が成立しました。隣接する農地も譲り渡すこととなり、農地法の許可を受けずに転用したことを反省され、規定を遵守するため、ここに非農地証明願を提出されています。申請人は、先祖がしたことに深く反省されており、始末書も添付されています。証明相当と思います。御審議よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位321番の提案理由の説明を、地元委員の松浦委員に求めます。

○松浦委員 失礼します。それでは、御説明をさせていただきます。

受付順位321番の航空写真を御覧ください。申請地ですけれども、和田山町久世田の国

道312号、ローソンのところの信号を久世田地区内に入りまして、さらに進んだところに俵米神社というのがございます。その付近に当該地がございます。●●さんにつきましては、先ほどの3条申請で説明をさせていただきましたとおり、平成29年頃に登記上は畑として相続をされました。それで所有されておられたんですが、御本人は大阪での居住ということで、この土地を管理することが非常に難しく、現状は相続をされる以前の平成15年くらいから雑種地となっております。かつてはここにお墓もあったということで引き墓もされてということで、現在の雑種地となっております。そこで、この際、現状に合わせて地目の変更を申請されております。始末書及び地元区長の同意書、その他、非農地証明に係る添付書類もそろっており、何ら問題なく許可相当と思いますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位322番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。航空写真322番を御覧ください。今回、申請地、2つとなっております。本来であれば私と松浦委員がそれぞれ担当する離れた場所となっております。ですが、同一の申請人でありますので、どちらかというふうなことでありましたので、私のほうで説明させていただきます。

場所は竹田になります。真ん中に走っておりますのは円山川です。徒歩ではなかなか行くことができないような場所でありまして、どうしようというようなことで事務局と相談しましたところ、地籍における非農地判定と同様の判定でよろしいんじゃないですかということでありましたので、そのように対応しております。今回の申請人の方におかれましては、代理人の方から直接松浦委員のほうへ申請書類が届きまして、これは何やということで事務局等々含めてやり取りさせていただく中で、すぐにでも売却したいから非農地をすぐ欲しいというようなことで、最初話がありましたが、その後、やり取りしていく中で、売却はともかくとして非農地の申請を行いたいということで、今回の申請に至っております。各種要件等に合致しておりまして、何ら問題なく許可相当と思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位323番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。議案第172号、非農地証明交付申請の承認について、受付順位323番の提案理由を説明させていただきます。

それでは、航空写真13枚目の受付順位323番を御覧ください。申請地は国道429号線を青垣方面に進行し、途中で黒川温泉方面に左折をし、黒川温泉の手前、約100メートルのところに存する農地です。申請地の地目は畑で、所有者は黒川ダム付近で●●を経営されている●●さんになります。当該農地について、相続当初は耕作する意思を持っておられたようですが、●●の経営が多忙で、また最近、大病を患い入退院を繰り返しておられることから、現在まで放置されていたということです。今では現況写真のとおり竹や灌木が生い茂り、原野の状態となっております。今後、農地として復旧させることは困難な状況で、十分な管理ができないことから非農地証明の申請がありました。

それでは、申請案件審査資料2枚目の裏面、受付順位323番を御覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定する要件全てを満たしているとともに、現況から見て、今となつては農地として回復することは不可能であると思料いたします。また、地元区長の証明も提出され、併せて始末書も提出され、深く反省されていることから、非農地証明を発行することに特に問題はないと考えます。慎重審議よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位324番の提案理由の説明を、地元委員であります私、石原のほうから行います。

まず、324番の航空写真を御覧ください。ここは山東町早田区の図面にして、左の上のほうから右に通っていますのが国道427号線です。その道の北側2か所が今回の申請地でございます。現在、どちらにも車庫か作業場の建物が建っております。所有者の●●さんは、御主人が亡くなられたために相続されたということでございまして、●●さんは平成2年に結婚されたようですが、もうそのときには既に車庫なり作業場が建っております、当時のことはよく分かりませんということで、始末書を添えてこのたび申請されております。現地は住宅の近くにありまして、農振区分からも外れており、長い間、現在と同じ状態にありました。近隣の方や地元の役員からも理解を得られており、やむを得ないと考えます。許可相当と思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

以上、受付順位320番から324番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ございますか。

○西委員 失礼します。6月5日、6名のメンバーで現地調査をしました。各委員がお

っしゃられたとおりのことで問題はないんですが、特に322番の案件につきましては、かなり無理して近くまで行きました。でも、現場を確認することはできませんでしたが、恐らくこの辺りだろうというような判断で合意に達したわけでございます。ほかは何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、非農地関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位320番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位321番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、承認されました。

受付順位322番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位323番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後、受付順位324番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第173号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長　ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条議事参与の制限の規定に基づきまして、吉田委員が議案第173号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、議案第173号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課　失礼いたします。それでは、議案書の10ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の概要について、上から順に説明をさせていただきます。1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。まず、利用権を設定する農用地の区分といたしまして、田のほうが面積79,014平方メートル、筆数が69筆、畑につきましてはどちらもゼロで、合計79,014平方メートル、筆数69筆。また、利用権の設定を受ける戸数が4個、利用権を設定する戸数が33戸となっております。次に、下に行っていただきまして、設定する利用権の概要で、使用貸借権が69筆、計79,014平方メートル、賃貸借権はどちらもゼロとなっております。次に、利用権の終期につきまして、令和7年3月末が10筆、計3,589平方メートル、令和10年3月末が38筆、計53,464平方メートル、令和15年3月末が21筆、計21,961平方メートルとなっております。

1枚めくっていただきまして、こちらは利用権の設定を受ける者及び設定する者の住所及び賃貸借土地の所在等を記載させていただいております。なお、今回、●●さんにつきましては、利用権の終期の満了に伴いまして、新たに再設定をされております。計79,014平方メートルとなっております。

議案書の14ページにつきましては利用権の設定を受ける者の一覧で、最後のページにつきましては利用権を設定する者の一覧をつけさせていただいておりますので、また御確認をいただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○石原会長　皆さんのほうから、この件につきまして御質問なり御意見ございますか。特にないようですね。

それでは、議案第173号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長　全員賛成により、本件は承認されました。吉田委員、お戻りください。

以上で今日予定しておりました議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶いただきます。

○西職務代理者　〈閉会挨拶〉

(午後2時28分終了)